

県南広域振興局長告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年2月3日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 沖田洪民線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市大東町沖田字堀合110番2地先から字向山下57番10地先まで	新	m 16.6~11.2	m 487.9
	旧	13.2~8.8	487.9

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成27年2月3日から同年3月3日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 折壁大原線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市室根町折壁字新館前140番5地先から356番1地先まで	新	m 37.3~11.1	m 785.0
	旧	19.3~8.0	785.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成27年2月3日から同年3月3日まで